

業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

1. 特に業況の厳しい事業主※への特例

※前年又は前々年比較で売上等▲30%減

① 対象人数の拡大・助成上限額引上げ

現行では、賃金引上げ対象人数について、最大「7人以上」としているところ、最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大。

賃金引上げ労働者数	20円コース	30円コース	45円コース (新設)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7～9人	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上 (新設※)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※) コロナ禍で特に影響を受けている事業主（前年又は前々年比較で売上等▲30%減）に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

② 設備投資の範囲の拡充

現行では自動車（特種用途自動車を除く）やパソコン等の購入は対象外。コロナ禍の影響を受ける中であっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、以下の通り、**生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充。**

- ・ 乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器（新規導入）



2. 全事業主を対象とする特例

① 45円コースの新設

現行で最も活用されている30円と60円の間にも**45円コースを増設**。選択肢を増やすことで使い勝手が向上。

② 同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給を認めていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最賃の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、**年度内の複数回申請を可能とする。**